

保険外併用療養費に係る事項について、
療担規則第5条の4第2項及び療担基準
第2条の6に基づく院内掲示

「食事サービスに関する事項について」

1. 入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時）、適温で提供しています。
2. 治療食の提供をしています。
3. 食堂における食事の提供をしています。

「入院時食事療養費の標準負担額について」

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般 （下記以外）	一般 （下記以外）	490円	
		指定難病等	280円
低所得者 （住民税非課税世帯）	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	230円
		91日目以降の入院	180円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	